

令和7年2月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 三芳町役場 201会議室

3. 出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第69号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第70号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第71号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第57号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第58号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第59号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に1番島田裕康委員、2番矢島秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記

には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第69号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第70号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第71号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
報告第57号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第58号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第59号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和7年2月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第69号番号1について、事務局より説明をお願いします

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
議案第69号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、令和5年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止となり、農用地利用集積計画については2年間の経過措置期間があったため、始期が令和7年3月以前の貸し借りに関しては貸人から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借人への転貸は農用地利用集積等促進計画を定める、いわゆる従来方式で行ってまいりました。
しかし、始期が令和7年4月以降の貸し借りについてはその経過措置期間が終わるため、貸人から公社へ公社から借人へ一体で農用地利用集積等促進計画を定める一括方式へと切り替わります。議案第69号番号1及び番号2につきましては、始期が令和7年5月1日となりますので、一括方式となります。また、町が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたっては、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされており、三芳町より意見聴取の依頼を受けているところであります。

番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から873㎡、653㎡の計1,526㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター3台、トラック4台、播種機3台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作
物は、ねぎ、里芋、枝豆となります。
農作業従事日数については、申請者は325日で他に2名が満たしています。
また、〇〇〇〇さんは、43, 532㎡の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 先日、貸人、借人のお二人にお話を伺いました。
貸人は〇〇〇〇に住んでおり、管理するのも大変とのことでした。
借人は〇〇〇〇で農業を営んでおり、給食センターや農協への出荷をしております今
回の農地ではネギや里芋を作付けしていくとのことでした。
現地の確認もしましたが、少し草が生えているところに除草剤を撒いており、草が
伸びないよう管理しているようで、作付けには問題ないかと思われま
す。
慎重審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第69号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので議案第69号番号1は意見無しとします。

議案第69号番号2について農業委員の〇〇〇〇委員が当事者になりますので、
一時退席をお願いいたします。

議案第69号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
議案第69号番号2では
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となります。
所在につきましては、4ページから6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から838㎡、2,204㎡、3,219㎡、66㎡の計6, 327㎡であり、権利が
賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一であるため、省略いたします。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、

令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

また、申請地は囲繞地となっており、私道を通らなければなりません、私道の地権者より囲繞地通行同意書が提出されております。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター3台、トラック4台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、人参、里芋、大根、ねぎとなります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に4人が満たしています。

また、〇〇〇〇さんは、三芳町で20,086㎡の農地を現在経営されております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 借人に話を伺ったところ、現在所有している農地で連作していたが、今回農地を借りることで、所有している農地を休ませ、交互に作付けをする予定とのこと。現地の確認も行いましたが、草も生えておらず、綺麗に管理されておりました。慎重審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第69号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第69号番号2は意見無しとします。

議案第69号番号2について、事務局より説明が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

議案第70号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

7ページをご覧ください。

議案第70号番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。

所在につきましては、8ページから9ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇、〇〇〇〇につきましては農振農用地となっております、〇〇〇〇につきましては農振地域となっております。

面積は上から867㎡、1,092㎡、525㎡の計2,484㎡となっております。

譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は2,484㎡、

譲受人の経営面積は18,997㎡

となります。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇さんは、トラクター2台、耕うん機2台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め3名と記載されております。
主たる経営作物は、大根となっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め3名が満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地確認を行いました。トラクターで耕耘された綺麗な農地でした。譲受人に話を伺ったところ、認定農業者を父から子の名義に移し、今後も家族で農業を続けていく意向が確認できました。
また、この農地で大根、里芋、人参などを作付け予定とのことでした。
審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第70号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第71号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページをご覧ください。
議案第71号は相続税の納税猶予に関する適格者証明書のこととなります。
番号1につきましては、筆数が多いため、11ページをご覧ください。
所在が〇〇〇〇から始まり、〇〇〇〇までの計19筆となっております。
所在につきましては、12ページから19ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は合計30,126㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和6年4月4日となっております。
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4 番委員 申請者から話を伺いました。
農地については草が生えておらず、管理されていました。今までどおり作付けをしていくとのことです。
また、作付けのないタイミングでは隣地に迷惑がかからないよう、管理をするとのことです。
審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第71号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。

議案第71号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 20ページをご覧ください。
議案第71号番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇から始まり、〇〇〇〇までの計5筆となっております。
所在につきましては、21ページから24ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は合計5,788㎡となっております。
被相続人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和6年4月4日となっております。
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4 番委員 申請者から話を伺いました。
農地は綺麗に管理されていました。今までどおり作付けをしていくとのことです。
また、作付けのないタイミングでは隣地に迷惑がかからないよう、管理をするとのことです。
審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第71号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局よりご報告いたします。

25ページをご覧ください。

報告第57号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、筆数が多いため26ページをご覧ください。

所在が〇〇〇〇から始まり、〇〇〇〇までの計30筆となっております。

所在につきましては、27ページから43ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

農振地域の面積は1,301㎡、

農振農用地の面積は34,900.54㎡であり、

合計36,201.54㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

なお、26ページの地番に※が付いている農地につきましては、被相続人が所有していた持分は2分の1となっております。

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして、44ページをご覧ください。

報告第57号番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇から始まり、〇〇〇〇までの計6筆となっております。

所在につきましては、45ページから49ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

農振地域の面積は615㎡、

農振農用地の面積は7777㎡であり、

合計8,392㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

なお、44ページの地番に※が付いている農地につきましては、被相続人が所有していた持分は2分の1となっております。

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして再度44ページをご覧ください。

報告第57号番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇から始まり、〇〇〇〇までの計11筆となっております。
所在につきましては、50ページから55ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、
面積は合計10,176㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして56ページをご覧ください。
報告第58号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

報告第58号番号1につきましては、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2アール未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆で、面積は上から323㎡のうち36.94㎡、270㎡のうち155.42㎡の計192.36㎡となっております。
所在等につきましては、57ページから61ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図をご覧ください。
届出人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、農機具置場、堆肥場として受理済みです。

続きまして再度56ページをご覧ください。
報告第58号番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は672㎡のうち20㎡となっております。
所在等につきましては、62ページから65ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図をご覧ください。
届出人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、出入口として受理済みです。

続きまして66ページをご覧ください。
報告第59号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。
この案件は、令和6年11月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

報告第59号番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆となります。
所在につきましては、67ページから70ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から3,162㎡のうち1,800㎡、1,534㎡のうち1,100㎡、945㎡の合計3,845㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
〇〇〇〇、〇〇〇〇については
令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間となっており、
〇〇〇〇の一部については
令和7年2月1日から令和8年1月31日までの1年間となります。
公告日は令和7年1月28日です。
事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 3 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信